

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ装置建屋において、シャワー設備の不良（ヘッドの外れ・配管の曲がり等）が認められたため、当該設備を点検・修理	D	
2	2号機	低圧復水ポンプ（C）シール水流量計の点検時、フローリレー透視窓の一部に破損が認められたため、当該部を交換	D	
3	2号機	ほう酸水注入系薬液注入弁（爆発弁A）起爆回路電流測定器の点検時、断線検出接点に動作不良が認められたため、当該計器を交換	D	
4	2号機	復水器ホットウェル内部の点検時、マンホールハンドル部に損傷が認められたため、当該ハンドルを修理	D	
5	2号機	原子炉建屋通常換気系隔離弁の点検時、主給・排気隔離弁（2台）の駆動部下部より微少のエアリークが認められたため、当該駆動部を修理	D	
6	2号機	復水器ホットウェル水面計（A-1, B-2, C-1）ドレン弁の点検時、弁座及び弁体に不良が認められたため、当該弁を交換	D	
7	2号機	硫酸第一鉄注入ポンプの点検時、ピストン部及び駆動油配管のオイルシール部より、駆動部油のにじみが認められたため、当該シール部を点検・修理	D	
8	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービンターニング装置（A・B）の点検時、駆動部伝達部カバー部より潤滑油漏れ及びオイルシール部に磨耗が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	復水脱塩装置の弁点検時、空気配管用ドレン弁上流側配管に詰まり（一箇所）が認められたため、当該ドレン配管を点検・手入	D	
10	2号機	補助ボイラ（B）号缶高負荷燃料止弁のバーナー側配管接続部より重油のにじみが認められたため、当該接続部及び弁を点検・修理	D	
11	4号機	原子炉格納容器内温度現場盤の指示計において、温度指示ポイントの自動切替え不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
12	5号機	高圧注水ポンプ手動起動試験時、テストバイパス弁中操開度指示計にダウンスケール（現場開度計18%）が認められたため、当該指示計器を点検・修理	D	
13	6号機	非常用ライト蓄電池一般点検において、ライト点灯の動作不良（1台）が認められたため、当該制御回路の接点部を点検・修理	D	
14	集中環境施設	逆洗水受タンクにおいて、逆洗水のオーバーフロー配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
15	その他	事務本館プラントデータ監視システム計算機の点検時、二重化ディスク装置片系のディスク装置に読み込み不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	その他	使用済燃料輸送容器共用リークテスト装置の点検時、データロガーの温度検出データ精度に判定値外れ（1チャンネル）が認められたため、対応検討	D	
17	その他	陸地処分用低レベル放射性廃棄物検査設備始業前点検において、搬出設備のクレーンとパレタイザ装置装備の衝突防止センサに誤作動が認められたため、当該センサー部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで